

龍南會雜誌第四拾參號

論 說

佛法の傳播及び本地垂跡説

教授 武藤 虎 太

第二章 本地垂跡説

第一節 聖武帝の崇佛

佛教の傳播愈盛にして積弊亦隨て生じ元正天皇以后は僧侶の奸濫頗る甚かりしが聖武帝紹ぎ立つに及び京下の僧尼に大御手ツ物を賜ひ沙門六百人を宮中に延て大般若を轉讀し災を攘ひ三年比丘六百
人比丘尼三百人を延て金剛般若を讀ましめ玉ふ讀日本記
元享釋書蓋し帝の意佛法の功德に由り災害を除き萬民
を救はんと欲し玉ふなり當時百姓痼病に深沈し年を経るも未だ癒へず或は癘疫に遇ふて晝夜呻吟す
るものあり而して熒惑逆行し日蝕屢ば見はる是に於てか天變地妖ハ遂に帝の惻隱の心を刺衝し是に
於て帝は詔して曰續紀

仰惟災青、深在予、昔段宗修德消雒雉之冤、宋景行仁弭熒惑之異、遙瞻前軌、寧忘誠惶、宜令所司出家
入道并左右京及大倭國部内諸寺、始今月二十三日、一七日轉經憑此冥福、冀除災異焉

と是より以后事有れば則天下に命じて放生せしめ太上皇病あれば則僧尼を度し務めて博愛慈仁の徳
を布き玉へり

五年皇太子疾あり日を経て愈へず勅して觀世音菩薩の像一百七十七軀を造り經一百七十七卷を寫し

以て病癒を祈り次て金光明經六十四帙六百四十卷を諸國に頒ち經到るの日即轉讀せしむ蓋し亦國家の安平を欲すればなり續紀凡そ此の如く帝の崇佛は實に萬民を救護し天下を治平せんとの聖慮より出て之を以て國家の教育、警察等に代んと欲し玉へり而して其結果として佛寺僧侶は蓋其數を増し其權力も亦漸く大となり外五位の人騎馬して途に歩行の僧尼に逢へば馬を下て過去るべしと令し玉ふに至れり政事要略

天平三年勅して優婆塞優婆夷の僧行基に隨て法の如く修行するものは男年六十一、女年五十五以上は皆入道するを聽し玉ふ七年勅して先に令して寺を并せたるも自今以後更に并す可らず宜しく寺々をして務めて修造を加へしむ可し若し懈怠えて肯て造成せざるもの有れば前に準して之を并すべし既に并せば又分つ可らずと務めて寺數を多くし九年勅を下し諸國各釋迦の像佛一軀挾持菩薩二軀を造り兼て大般若經一部六百卷を寫さまめらる是れ實に國分寺の權輿なり十二年又天下諸國に令し法華經十部を造り并に七重の塔を建てしめ明年又四畿内七道諸國に詔し高七尺の觀世音菩薩の像一軀を造り并に觀世音經一千卷を寫さしめ玉ふ此の如く帝は佛教を弘め佛寺を建て以て天下を治め災害を除んと欲し玉ひしに効驗空からず風雨時に順ひ年穀豐熟せしかば十三年帝は詔して曰續紀

頃者年穀不豐、疫癘頻至、慙懼交集、唯勞罪已、去歲普令天下造釋迦牟尼佛尊金像高二丈六尺者各一鋪、并寫大般若經各一部、自今春以來至乎秋稼、風雨順序、五穀豐穰此乃徵誠啓願、靈貺如答、經云若國土有講宣讀誦恭敬供養流通此經王者、我等四王帝來擁護、一切災障皆使消殄、憂愁疾疫、亦令除差、所願隨心、恒生歡喜云々

遂に又天下に合して七重の塔一基を造り并に金光明經、寂勝王經、妙法蓮華經各二十部を寫さしめ越

て十五年十月十五日に至り願を發し天下の銅を盡して象を鎔、大山に副て堂を構へ金銅の盧那佛像一軀を造らんとの大事業に着手し玉ふに至れり

然れども天下の財を盡して佛像を鑄るは神明に對して果して憚る所無きか是より先佛法盛大に赴くと共に神祇ハ依然勢力を有し孝德天皇元年七月大臣阿部倉梯麿、蘇我石川麿は帝の勅問に對え先以祭鎮神祇、然後應議政事と云ひ聖武帝に至りても神龜三年疾疫行はるゝや幣帛を石成、葛木、住吉、賀茂等の神社に奉じ四年井上内親王を遣はして伊勢太神宮に侍せしめ又齋宮寮の官人二百二十一人を補し次で皇子の降誕あるや詔して「朕賴神祇之佑、蒙宗廟之靈、久有神器、新誕皇子」との玉ひ其疾あるや幣帛を諸陵に奉じ天平二年迅雷害を爲すや伊勢太神宮の奉幣使に六位已下の人を用ひざることを令し又使を遣はし幣帛を畿内七道の諸社に奉じ禮を以て謝せしめ天平三年春より夏に至り大旱雨降らざるや「宜令京及諸國司、天神地祇名山大川自致幣帛」と制し玉ふ蓋し帝の敬神の意深きことは歴代帝王と全じ此故に其即位の始にも七道諸國に詔して曰

除寃祈祥必憑幽冥、敬神宗佛、清淨爲先、今聞諸國神祇社內、多有穢梟、及放雜畜、敬神之禮、豈如是乎、宜國司長官自執幣帛、慎致清掃、常爲歲事、

と則ち縱令ひ深く佛教を信するも帝の意何ぞ嘗て一日も天神地祇有るを忘れ玉はんや今や空前の大事業を起し玉ふに當り帝の少しく躊躇し玉へるは伊勢太神宮に對する處置是なり是に於てか僧行基の本地垂跡説あり遂に帝の志を成し玉ふを得たり

第二節 本地垂跡の由來

釋行基姓は高志、泉州大鳥郡吟田郷家原村に生る其先は百濟國王の胤なり天智帝の七年に生る其生

る、や既に靈異あり幼にして佛乘を談じ父老感泣歸るを忘る年十五にして出家して藥師寺に居り瑜伽唯識等の論を新羅の僧慧基に受け又僧德光に従ひ具足戒を受け常に行化を事とし至る所道路を疏し橋梁を架し以て民事を便にす道俗追隨するもの千百を以て數ふ凡そ精舍を畿内諸國に建るもの四十九所、僧院三十四、尼院十五、布施屋九所、橋梁六、樋三、船息二、池溝廿二、運河四、道路一所の多きに及ぶ而して其能く本邦の人口等を請記せるを以て大聖の權化と稱せられ聖武帝の時崇敬殊に渥し自ら精舍を建て菅原寺と號して之に居る元享釋書、行基普薩行、行基大普薩行狀記

天平年中帝紫香樂宮に幸し毘盧舍那佛の銅像を創め玉ふや伊勢神宮を慮り行基に勅し佛舍利一粒を授け伊勢太神宮に詣り神慮を伺はしむ行基乃ち内宮の南門の大杉の下に盧を結て居り七日を期し持念して上旨を告げしに第七の夜神殿自ら開け大聲に唱て曰く元享釋書、本朝神社考

實相真如之日輪、照却生死之長夜、本有常住之月輪、爍破煩惱之迷雲、我今逢難遭大願、如渡得船、又受難得寶珠、如諳得矩、師其持舍利、藏埋飯高鄉、以賴邦家

と行基乃ち舍利を其地に藏め反て事を奏す帝大に喜び玉ひしも行基は元來僧侶なれば是を以て廟使に充つるは恐くは朝儀に協はざらんとて十一月三日重て右大臣橘諸兄に勅し神宮に詣らしむ十五日諸兄復奏す而して十一日の夜皇太神宮帝に夢告えて曰く元享釋書、太神宮雜記、塙藏抄

本朝和神國也、可奉欽仰神明給也、而日輪者大日如來也、本地者盧舍那佛也、衆生者悟之、當歸依佛法也、

是に於て帝大に感じて遂に營造し玉ふに至れりと然れども行基諸兄を遣はし玉ふこと續紀に見へず但天平十年五月右大臣橘諸兄神祇伯中臣名代等をして神寶を齎らし伊勢太神宮に奉らせしこと及

ひ十三年正月伊勢太神宮に奉幣使を出し玉ひしこと有れば或ハ神慮を伺ひ奉りしや知り難し且つ夫れ天平勝寶元年の詔に

去辰年河内國大縣郡乃智識寺爾坐盧舍那佛遠禮奉天則朕毛欲奉造止思ヘ登得不爲之間爾豐前國宇

佐郡爾坐廣幡乃八幡大神勅久神吾天神地祇乎率伊佐那比天必成奉无事立不有銅湯乎水止成我身

違草木土爾交天障事無久奈佐牟止勅賜奈我成奴禮歡美貴美奈念食流毛

とあれば當時宇佐八幡も亦託宣して此事を奨勵せられたるが如し是に於て本地垂跡説は殆ど其基礎を固くせり請ふ是より其淵源を繹ねん

第三節 本地垂跡

蓋し婆羅門教に於て三位一体を説て婆羅賀磨ブライフヘーヒンニエーシグ、勝、奴、婆は三神として相分るゝも其實は一体にして時に従ひ事に應じ其心量に從て種々の身を現はすとせり印度のボムベムベに今尙其像あり一身三頭を具し前面を婆羅賀磨、右を勝、奴、左を婆とすと云ふ蓋し此説たる吠陀時代ウヰダに端緒を發せしも僅にアグニ、インドラ、スルツアの名有るのみにて充分發達せざりしが婆羅門教に至りアグニハ婆羅賀磨となりスルツアは勝、奴と爲りインドラは婆となりしなり佛敎に於ても宗派に由て佛に二身三身若くは四身あるを説けり宗鏡錄に三佛身を擧げ而して變化身を説て曰

變化身、謂諸如來以不思議神力、變現無量、隨類化身、居淨穢土、爲未登地諸菩薩衆及二乘等、稱其機

宜、現通說法、令其各得諸利樂事、是各變化身、二乘者聲聞乘緣覺乘也

華嚴經疏に眞身應身の二に分ち其應身を説て曰

應身者、應周萬物化洽衆生、隨其心量現種々身、譬如一月現於衆水、而無去來之相、金光明經云、應物

現形如水中月是也、

又金光明經玄義に三身を立て、曰く『身即聚集之義、謂聚集諸法而成法也、所謂理法聚名法身、智法聚名報身、功德法聚名應身』とあり其應身を解して曰

應身、謂始從初住終至、妙覺極果、功德法聚方圓、故能隨機應現、說種々法度諸衆生、故名應身、成唯識論には自性、自受用、他受用、變化の四身を分ちて曰く

變化身者、謂無而忽有、名爲變化、即應身也、謂諸如來隨機宜、變現此身也

とあり而して翻譯名義にハ七佛を分ち釋迦牟尼佛に至り衆生濟度の爲め世に出たるが如くに云へり
梵語釋迦牟尼、華言能仁寂默能仁是姓、寂默一是字、以寂默一故不住生死、以能仁故不住涅槃、悲智雙運利物無窮故立此號也、人壽減至二百歲時出世爲寶劫中第四佛、

是の如く佛教にては化身を説くを以て支那にても嘗て此事有りしと見へ平田胤篤の倍神道大意に

清淨法行經、冢墓因縁など云ふ梵經を翻譯するるとき其言ひ草となるべき語を書加へて『閻浮提中有振旦國、我遣三聖在中、化導人民儒童菩薩彼稱老子、迦葉菩薩彼稱孔子、月光菩薩彼稱顔面』などあるが是れ唐にて本地垂跡の説にて道家儒家を押付ん爲なり然るに老子は釋迦よりも先の人、孔子は釋迦と同時代、唯釋迦より七年後に死したるのみ、後劉學士出て之を考証し其後彼經は僞經の部に收めらる云々

とあり我國にても聖德太子は隨國衡山寺南の僧慧思の化身なりと稱し行基の如きも實に文珠の權化と稱せらる斯く現身をも佛菩薩の權化と考ふることなれば神代諸神を以て佛菩薩の權化と爲す亦偶然に非るべし況んや是より先本地垂跡説の濫觴とも思ふべきもの屢ば之れ有るに於てをや垂仁天皇

廿六年十一月卯日新嘗祭の夜倭姫の皇女託して曰く

各慎勿懈、當諦聽、神代人心皆清淨而正直、故無諸罪咎、然自地神末、萬人其心黑而吟於根國底國、依之西天有真人、代皇天隨機說法、彼詞將來、是故神明停託宣讓如來、佛者代神、出世說法、此神託宣、禪化道于西方、彼佛經文、顯利益於明神、故悲華經曰、我滅度後、於惡世中、現大明神、廣度衆生、

本朝神社考

然れども垂仁帝の廿六年は欽明帝の十三年佛法渡來を距ること實に五百五十六年前なり、縱令ひ佛法をして繼體朝に傳來せりとするも尙五百十余年前なれば倭姫如何に聰明睿知、能識未然日本書紀と雖も焉ぞ能く此の如きを得んや況んや此託宣以後と雖も託宣ハ尙行はれ神佛混合は實行せられざりしをや然れども欽明天皇三十一年豊前國宇佐郡の鹿岑菱瀉池の畔民家の兒甫めて三歳にして託して曰元享釋書、

本朝神社考、宇佐八幡緣起、諸社根元記、神名帳頭注引或書

我是第十六主譽田天皇廣幡八幡也、我名護國靈驗威身神自在天菩薩、諸州諸所垂跡於神明、今顯坐此地耳、因之勅建祠

又譽田緣起には

豊前國菱瀉馬城峰垂跡曰石牀權現

是に於て垂跡の字始めて書に見ゆされば八幡太神は其初め本身は菩薩にして化身ハ譽田天皇なる一跡なり換言すれば本地は菩薩にして垂跡は廣幡八幡なり當時佛法渡來を距る遠からず而して己に本地垂跡の者あり斯の如く天皇と大自在王菩薩と混跡の有様を生じたるハ實に神佛混合説の本原と爲るが如し然れども本邦の祖神は太神宮なり苟も天照太神と佛とをして混和せしむるに非る以上ハ神

は自ら神にして佛は自ら佛なり是を於て聖太子以后聖武帝に至る迄歴世帝王悉く敬神と崇佛とを區別せり是に於てか天照太神と佛とを調和するの説を逼出し僧徒ハ勿論神官も亦其説に服するに至れりされば吾人の是に於て先づ天照太神を考へざる可らず

然れども天照太神は本朝の祖神なり之を考へ奉るに當り吾人の最も慎重を加へざる可らず謹で書紀を按するに一書に曰く

天照大日靈尊、此子光華明彩、照徹於六合之内、故二神喜曰吾息雖多未有若此靈異兒、

又一書に曰く

大日靈尊及月讀尊並是質性明麗故使照臨天地

大田命傳元々集所引に曰く

天御中主尊與大日靈貴天照太神、二柱大御神豫結幽契、永治天下免、或爲日爲月、永懸而不落、或爲神爲皇、常存而无窮矣、光華明彩、照徹於六合之内矣

其他後世の作なるべきも弘法の著と稱する太神宮秘文及び神皇系圖等所説大抵相同じ又神皇實錄に天照太神天地大冥之時、現日月星辰像、照虚空之代、神足履地而興于天瓊矛於葦原中國、上去下來、而鑿六合、治天原耀天綬、

とあり是等諸書の説く所を一觀し來れば天照太神は光彩燦爛六合を照臨し玉ふの神にして殆ど古來諸國に行はるゝ太陽崇拜と相類するもの有るを覺ゆべし蓋し古へ埃及にては太陽を祭り *Pha* と云ひ希臘にては *Heros* と云ひ又 *Apollo* と云ふも太陽を祭れるなり比耳西亞にては *Nikora* と稱し印度にては *Surya* (蘇利耶) を以て日神とす印度にては太陽の神甚だ多く而して其重要なるものは蘇利耶

及び *Savitri* にしつ又 *Mitra*, *Barman*, *Pushkara* 等皆太陽の神なり而して印度にては萬有及び種々の現

象を以て神とし殊に其神代古話は頗る本邦と相類するものあり彼にヤマ、ヤミ二神あれば我に イサナ 諾、

冊の二神あり彼に猛烈なる神 イサナ あれば我に素盞鳴尊ありされば彼に蘇利耶あるは亦猶我が天

照太神と全一神には非るかとの考は必然起るべき疑問なり、是に於てか行基は毗盧舍那を以て天照太神と混一調和するに至れり

翻譯名義集に盧舍那此云光明徧照、毗盧遮那此云徧一切處とあり又元享釋書に曰く「毗廣遮那經疏毗廣遮那、此曰日、蓋天地之間、日光皆徧、我毗廣世尊大覺、圓照、無所不至、假借世相、取日寓名、故摩訶毗廣遮那佛、翻名大日如來也」とあり而して前に述べたる如く皇太神宮夢に聖武帝に告て日輪者大日如來也、本地者盧舍那佛也とて自ら日輪の形を現はし日輪は盧舍那なりと宣し玉ふと云へば神佛は全く混合調和し了りたるものと謂ふべし況んや前に擧げたる天平勝寶元年の勅に由れば宇佐八幡も亦此事業を獎勵し給ひしに於てをや、是れ實に行基菩薩が巧に理法を斟酌し實際を勘考し僧俗共に満足せえめたる本地垂跡の説なりとす

是に於て聖武帝は遂に此大事業を遂行せんとて天平十五年十月を以て勅を發して曰く續紀

朕以薄德、恭承大位、志存兼濟、勤撫人物、雖率土之濱、已霑仁恕、而普天之下、未洽法恩、誠欲賴三寶之威靈、乾坤相泰、修萬代之福業、動植咸榮、粵以天平十五年歲次癸未十月十五日、發菩薩大願、奉造

盧舍那佛金銅像一軀、盡國銅而鎔象、削大山以構堂、廣及法界、爲朕知識、遂使同蒙利益共致菩提云々而して行基は更に衆弟子を率ひ人民を勸化し遂に能く之を竣工するを得天平廿一年に八幡太神託

して京都に向ひ十二月遂に社女に託し寺に入て佛像を拜し玉ふに至れり續紀

行基の本地垂跡説は大略上に述べたるが如し是より以後此説は常に佛法興隆の上に用られ安徳帝治承四年平重衝火を放て大佛を燒きまかば養和元年俊乘坊重源、後白河法皇の勅を奉し伊勢兩宮に謁し是事を奏またるに兩宮共に靈夢の御諭あり白珠を賜はりたるが如き(橋成季ノ著聞集)又筑紫太宰主神習宜スゲ阿曾广呂道鏡に媚び事へ宇佐八幡の神託と矯り使道鏡即位、天下太平と奏またるが如きも多少神佛混合説に淵源せしには非るか

延暦年中最澄法師出ると及び一日叡山に登り一異童に逢ひ其如何なる化人なるかを問ひしに童子答て『我是天地經緯異童衆生本命同生神也』と大師更に冥神の本地如何を問ひしに今此三界皆是我有、其中衆生、悉是吾子、山家娶記淺略と是より傳教大師は遂に基を叡山に開き天台宗を創めたり弘法大師の紀州高野山に遊ぶや岩巒峭壁の中神女に遭遇し其冥助に由て遂に基を茲に開き眞言宗を創めたり元享釋書此に於て所謂兩部神道説ハ全く本地垂跡説に據て神佛の調和を爲せりされば弘法の作と稱する天地麗氣記にも

伊弉諾伊弉册二神尊持左手に金鏡を陰生、右手眼鏡(日神)陽生曰日天子月天子、是一切衆生眼目生、一切火氣變成月、一切水氣變成月、三界建立日月是也、

とあり又天地麗氣府錄に

于時爲下化衆生、天王如來天御中主尊詔伊弉諾伊弉册宜汝往修之、賜天瓊矛而詔寄賜也……天瓊杵謂眞如界變成金剛寶杵、々々變成風氣、々々轉成神、々變成生、々轉成魂魄、々々轉成人牀、枚八葉蓮臺坐、自在安樂也、是如意赤玉德也、元神用化也、伊弉諾伊弉册二尊、天降其嶋、化豎八尋殿、共住同

宮矣、名曰、大日本高見國大日本者三光殿本名

と云ふ如きは多少神佛を混一して設けるの看ありされば盞囊抄に太神宮の御事と題して

内宮の胎藏九尊に倣て經木も九あり、外宮は金剛界の五智を表す五の月輪ありと云々外宮にハ天孫瓊々杵尊、相殿に御座す、故に天兒屋根尊太玉命を左右の相殿とするなり、左ハ兒屋命、本地觀音、右ハ太玉命、本地虛空藏にて御座也此二神も本は内宮の相殿に御座也

など有るも全く神佛混合の説なり

降て文永年間日蓮上人の二宗を開くや又伊勢神宮に詣り神慮を得たること中園相國の園太曆に見ゆ

平田胤篤著俗
神道大意所引

文永元年十一月廿一日雪降頃日日蓮上人、詣伊勢内宮、神拜之時、從神殿而有異聲、忽現神容、有託宣其神詠曰、契會與御法乃承乃春登秋同心爾山護護利豆上人法流、有成就之瑞、歸社之由、今日自渡會、延兼許、註進云々

今傳はる所の園太曆は板書にして此事無し或は日蓮の一派爲にする所有て僞作せしものには非るゝ然れども辰の口遭難の事の如き上人の事往々奇譎怪異の事ありされば是等の事亦兩部神道説より胚胎し來れるには非るか、之を要するに本地垂跡の説は行基菩薩に創まり傳教弘法兩大師に至り其説に由て別に兩部神道の名目を下し益々佛法を興隆し佛寺を開創し以來世々相承け王政維新の初年に至る迄神佛は依然混合の觀を呈せり顧ふに傳教弘法以後の調和説は仔細に查覈し來らば頗る珍奇の事を發見すること有らんも姑く之を他日に譲り今は只本地垂跡説及び其由來を述ぶるのみ